

令和6年度（2024年度）函館市地域包括支援センター運営方針案

地域包括ケアシステムは、住民の尊厳ある自立した生活を実現することを理念として、その地域の特性を活かし、さまざまな資源を有機的に組み合わせ構築されるもので、地域包括支援センターは、その中核的な機関となる。

この運営方針は、函館市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和6年度に取り組むべき重点事項および留意事項について示したものである。

1. 基本理念

高齢者がいきいきと暮らす、ふれあいと、ささえあいのまちをめざして

2. 事業内容および目標数値

(1) 函館市福祉拠点運営業務実施要綱，函館市介護予防ケアマネジメント実施要綱，函館市生活支援体制整備事業実施要綱，函館市認知症初期集中支援推進事業実施要綱および函館市認知症地域支援・ケア向上事業実施要綱に基づき以下の業務を効果的かつ効率的に展開すること。

- ①介護予防・日常生活支援総合事業
 - ア 介護予防・生活支援サービス事業
 - (ア)介護予防ケアマネジメント
- ②包括的支援事業
 - ア 地域包括支援センターの運営
 - (ア)総合相談支援業務
 - (イ)権利擁護業務
 - (ウ)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - (エ)地域ケア会議推進事業
 - イ 生活支援体制整備事業
 - (ア)第2層生活支援コーディネーター業務
 - ウ 認知症総合支援事業
 - (ア)認知症初期集中支援推進事業
 - (イ)認知症地域支援・ケア向上推進事業
- ③任意事業
 - ア 住宅改修支援事業

(2) 以下の事業については目標数値を設定する。

圏域	高齢者人口 推計 (R6.9末)	包括的支援事業			
		実態把握	ケアプラン 指導研修 (合同・圏域)	地域ケア会議	
				個別ケース	地域課題
西部	6,972人	586件	3回	5回	2回
中央部第1	8,034人	675件	3回	5回	3回
中央部第2	9,073人	762件	3回	6回	3回
東中央部第1	10,982人	922件	3回	7回	4回
東中央部第2	9,538人	801件	3回	6回	3回
北東部第1	7,345人	617件	3回	5回	2回
北東部第2	10,966人	921件	3回	7回	4回
北東部第3	11,485人	965件	3回	8回	4回
北部	9,460人	795件	3回	6回	3回
東部	4,769人	401件	3回	3回	2回
合計	88,624人	7,445件	30回	58回	30回

(※1) 実態把握は令和2年度～令和4年度の高齢者人口に対する実態把握率の平均値8.4%を、令和6年度の高齢者人口推計に乗じた。(小数点第1位四捨五入)

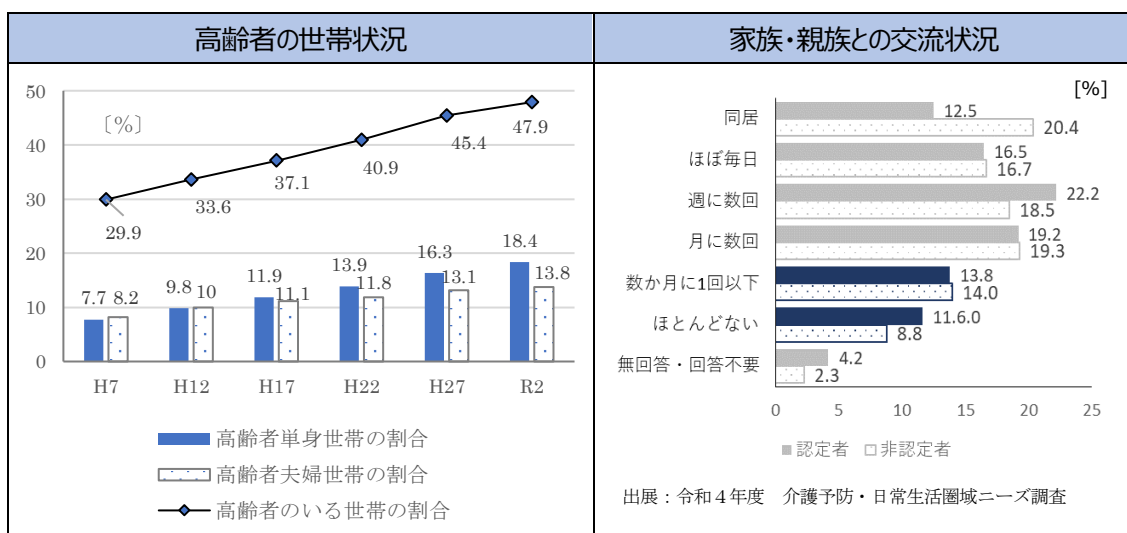
(※2) 地域ケア会議は高齢者人口3,000人に対し、個別ケースの検討を2回、地域課題の検討を1回実施する。(小数点第1位四捨五入)

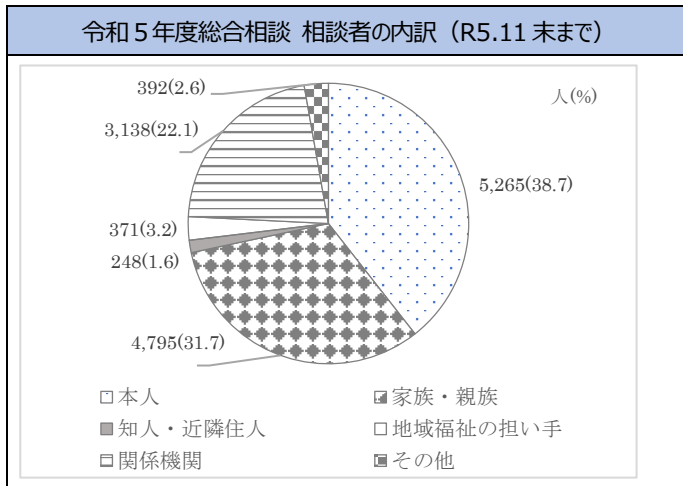
3. 函館市の現状

(1) 高齢者のみ世帯の増加

本市では、一般世帯に占める高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合が上昇傾向であり、今後、支援が必要な高齢者が増加する可能性がある。

また、高齢者の2割は、家族・親族との交流頻度が数か月に1回以下となっているが、総合相談の相談者は、本人に次いで家族・親族が多く、高齢者のみ世帯では、自ら支援が求められなかったり、家族が異変に気付かないことで、早期の相談につながらないケースもある。

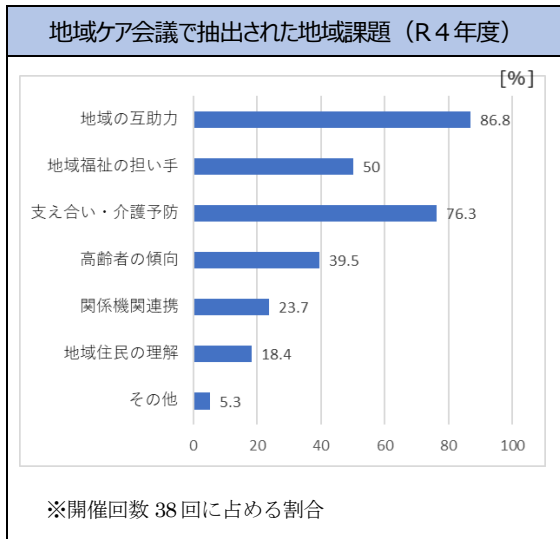
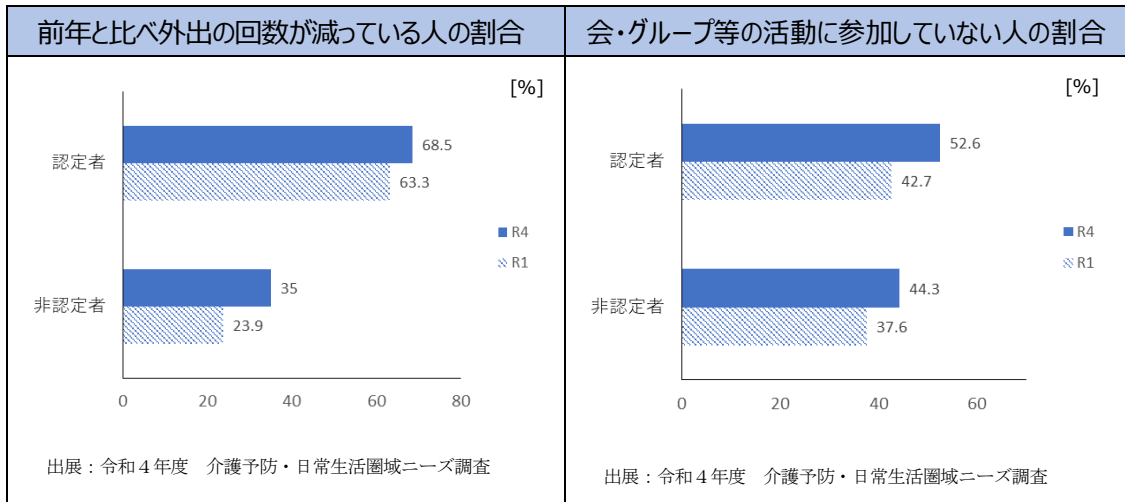




(2) 地域における互助力の低下

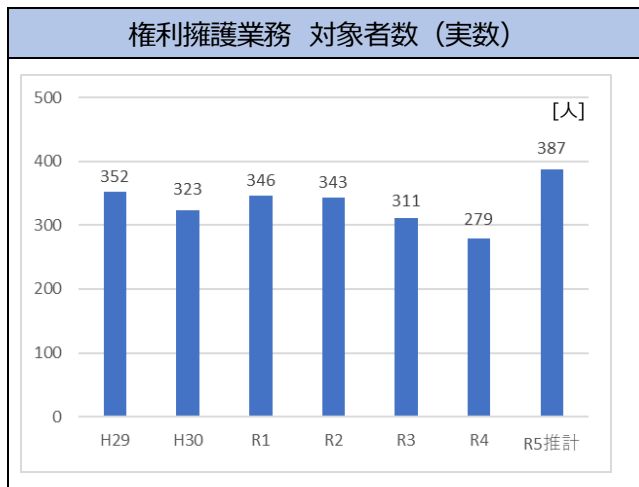
令和4年度の調査より、外出機会が減少したり、会・グループ（町会活動、趣味のサークル等）に参加していない高齢者が多いなど、地域との関わりが減少し、孤立する可能性が高い高齢者が増加している。最近においてもコロナ禍の影響で外出の機会等が減少している高齢者が増加していると思われる。

また、地域課題を検討する地域ケア会議で抽出された地域課題は、「地域の互助力の低下」が最も多く、地域での見守りや支援が受けられにくい現状がある。



(3) 問題が複雑化したケースの増加

センターが権利擁護業務で対応する対象者数はやや減少傾向で推移していたが、令和5年度は増加しており、世帯単位で複数分野の問題を抱えていたり、様々な問題が絡み合って複雑化しているケース、早期に適切な支援が受けられていないケースが増加していると考えられる。



4. 函館市における地域包括ケアシステムの構築方針 (重要課題)

見守りや支援が必要な高齢者が増えているにも関わらず、地域の互助力の低下があることから、高齢者等が必要な時に必要な支援が受けられるよう、以下を重要課題とする。

『地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりを行う』

5. 重点取組事項 (令和6年度)

○センターが、令和6年度に重点的に取組む事項は、次の(1)～(4)とする。

- (1) 高齢者と関わりが少ない機関への地域包括支援センターの周知の強化
- (2) 高齢者虐待防止に関する啓発の強化
- (3) 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発
- (4) 住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

(1) 高齢者と関わりが少ない機関への地域包括支援センターの周知の強化

【現状・課題】

令和元年度(2019年度)から「地域包括支援センターの周知」を重点取組事項とし、センターと市が協働して、広く地域住民への周知を強化してきている。

その取組の効果として、地域の支援者(民生児童委員や町会役員等)のなかでは、「何かあったら包括へ」ということが広く認知され、地域の気になる高齢者についてセンターに相談していただき、連携した支援を行いやすくなっている。

令和5年度は、地域住民以外からの相談件数(総合相談支援業務・権利擁護業務)が増加することを目

標に、社会福祉士部会ではクリニックとの連携を強化する取り組みを行い、また、どのセンターも広報紙や講師派遣の場等において早期相談・早期対応の重要性や高齢者虐待の予防・早期発見の啓発を行うなど、周知を積極的に行い、実際に介護保険事業所や医療機関からの相談が増えている。

また、地域ケア会議における地域の高齢者が抱える問題や地域における見守りの重要性の共有については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられてからも、集合での開催に抵抗のある関係機関も多く、広く共有ということは難しかったが、参集者とは地域の問題や見守りの重要性について共有できている。

これまでの周知の効果として、様々な場を活用し、高齢者との関わりが多いと考えられる医療機関や関係機関等に対し、センターの役割や早期相談・早期対応の重要性等についての周知を強化することで、気になる高齢者の相談がセンターに入り、早期の介入に結びついているため、今後は、高齢者と直接的には関わりの少ない機関（民間企業、学校、障がい者（児）関係機関等）への周知も強化し、支援が必要な人を把握した際に、センターに相談することができる人をさらに増やす必要がある。

【活動目標】

- ・高齢者と関わりが少ない機関（民間企業、学校、障がい者（児）関係機関等）に対し、センターについての周知を強化することで、高齢者と関わりが少ない機関からの相談件数（総合相談支援業務・権利擁護業務）が増加し、センターが早期に介入できる高齢者が増加する。

【活動内容】

- ・高齢者と関わりが少ない機関に広報紙を配布することで、センターの認知度を高める。
- ・地域課題を検討する地域ケア会議に関係機関以外の支援者になりうる人を参集し、地域の高齢者が抱える問題や地域における見守りの重要性について共有する。
- ・民間企業や学校への講師派遣および認知症サポーター養成講座の場を活用し、センターの役割および早期相談・早期対応の重要性についての周知を行う。

（２）高齢者虐待防止に関する啓発の強化

【現状・課題】

住み慣れた地域での生活の継続のためには、問題を抱えた高齢者等に早期に支援を行うことが重要である。

本市では、地域ケア会議等を通して、高齢者等の異変に気づく可能性が高い立場にある地域の支援者と専門機関の連携強化に取り組んでおり、実際、地域の支援者からの相談や地域住民への相談の促しがかつかけとなり、センターの介入が可能になるケースは多い状況である。しかし、令和5年度は権利擁護業務の対象者が増加しており、その中でも高齢者虐待の対象者数が増えていることから、広報紙や出前講座の場等で高齢者虐待防止に関する啓発を行うほか、個別事例の支援時や地域ケア会議の場等で地域の支援者へ気になる高齢者がいないか声掛けをする等、支援が必要な高齢者の早期把握、見守り体制の強化が必要と思われる。

【活動目標】

- ・高齢者の身近にいる人々や相談を受けやすい関係機関に対し、高齢者虐待防止に関する啓発を行うことで、高齢者の異変に気付いた支援者からの相談のタイミングが早くなり、センターが早期に介入することができる。

【活動内容】

- ・広報紙や講師派遣の場を利用し、高齢者虐待防止に関する啓発を行う。

- ・個別事例の支援時や懇談会等，地域の支援者とセンター職員が面談する際には，気になる高齢者等がいなか声掛けを行う。
- ・地域密着型運営推進会議の場を活用し，気になる高齢者等の情報収集を行う。

（３）地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発

【現状・課題】

認知症の人の理解者・協力者を増やすために，地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発の取組が求められている。

平成30年度（2018年度）以降は，認知症地域支援推進員の活動として，「認知症カフェ」の開催や開催への協力に取り組んできたが，令和2年度（2020年度）からは，コロナ禍の影響で，出前講座や認知症カフェの開催が困難な状況となり，その分，広報紙やリーフレットの配布等に力を注ぎ認知症に関すること、初期症状の周知も意識的に行っている。

認知症ガイドブックについては，関係機関への配布を継続し，また，個別支援時においても常に鞆の中に認知症ガイドブックを入れておき，必要時にいつでも取り出し説明できるように工夫を継続している。

個別ケースを検討する地域ケア会議の場において，認知症の方への支援について多く検討しており，全てのセンターで認知症の方の見守り体制の構築の検討がしっかり行えている。今後においても，継続して地域住民に対し，認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を行っていくことは，認知症地域支援推進員の活動として積極的に取り組むべきことであり，また，認知症施策推進大綱において，2025年までに認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みであるチームオレンジを整備することが求められているため，取り組んでいく必要がある。

【活動目標】

- ・認知症の人の理解者・協力者が増えるよう，認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を強化する。

【活動内容】

- ・地域住民に対し，広報紙やリーフレットの配布，出前講座や認知症サポーター養成講座，認知症カフェの開催により，認知症（とくに初期症状）および地域の見守りについての周知を行う。
- ・総合相談や介護予防ケアマネジメントにおける個別支援時および地域住民に対する普及啓発の実施時に，知ってあんしん認知症ガイドブック（函館市認知症ケアパス）を積極的に活用する。
- ・個別ケースを検討する地域ケア会議および地域課題を検討する地域ケア会議において，認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法について検討する。

（４）住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

【現状・課題】

高齢者が要介護・要支援に至らず住み慣れた地域で安心して生活するためには，単に運動機能や栄養状態といった心身機能の改善を図るだけではなく，日常生活の活動を高め，地域とのつながりの中で役割を持つことが重要である。

これまで健康づくり教室の自主化等を通し，住民主体の活動の場の拡充を進めてきた結果，自主活動グルー

プの数が増加する等の効果はあったが、新たな参加者を求めない既存の場があったり、新たな参加者が途中から参加することの抵抗が大きかったりすることから、新規の参加者が少なくなり、グループ人数の縮小が目立つ。しかし、自主活動グループに参加している方へは、この活動が自身の介護予防につながっていると同時に、後方支援を通して助け合い活動等への参加の重要性の意識づけを行っており、今後も継続することが必要である。

また、広く地域住民に対して広報紙やリーフレットを活用し、社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性について、意識して啓発することもできている。

生活支援コーディネーターとして、社会参加に意欲がある高齢者を既存の活動の場へつなげる支援は少ないが、学校との連携や福祉拠点として行っている地域活動の取り組み等を通じて高齢者が地域と繋がってきていると感じているセンターもある。

今後も、既存の活動を維持し、参加者のなかで助け合い活動を生み出すためには、高齢者の社会参加の促進のための意識醸成を広く実施するほか、すでに活動に参加している方に対しても、住民主体の助け合い活動についての意識醸成を行うことで、活動に参加する高齢者等を増やすことが必要である。

【活動目標】

- ・高齢者に社会参加や住民主体の助け合い活動についての意識醸成を行うことで、活動に参加する高齢者数が増加する。

【活動内容】

- ・地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布、出前講座の開催により、社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性についての周知を行う。
- ・セルフマネジメント支援を通して、自主活動グループ等の紹介やマッチングを行う。
- ・自主活動グループへの後方支援を通して、参加者に対し、社会参加や助け合い活動の実践についての意識づけを行う。
- ・第2層協議体（地域課題を検討する地域ケア会議）において、第1層生活支援コーディネーターと有機的な連携を図りながら、社会参加や住民主体の助け合い活動の促進について検討する。
- ・第2層生活支援コーディネーターとして、社会参加の意欲がある高齢者を既存の住民主体の助け合い活動の場へつなげる支援を行う。

6. 留意事項

（1）職員の資質向上

- ・センターは、地域包括ケア推進課と協働して策定した研修計画に基づき、職員の資質向上を行う。
- ・センターは、新しく入職した職員へスーパービジョンを活用し、サポート、指導を行う。

（2）他の関連事業との連携

- ・センターは、認知症初期集中支援チーム、第1層生活支援コーディネーター、函館市医療・介護連携支援センター等の関連事業との連携を積極的に図る。

（3）地域包括支援センター間および市との情報共有

- ・函館市地域包括支援センター連絡協議会が主催する管理者会議および職能部会等において、センター間および市との情報共有を行う。
- ・センターの管理責任者は全センターの管理責任者および地域包括ケア推進課と、定期的に情報共有するとともに業務に関する協議を行う。

(4) 地域包括支援センターの活動計画と評価

- ・センターは、本運営方針および当該年度の前年度の評価に基づき、所定の様式により、活動計画書を作成する。
- ・なお、活動計画を立案する際には、量的データや地区活動からの質的データから地域特性を把握するなど地域診断を行う。
- ・地域包括ケア推進課は、センターの作成した活動計画書の内容について、センターの管理者等へのヒアリングを行い、各圏域の重点取組事項および評価方法等についての協議を行う。
- ・当該年度終了後、センターは活動計画の実施状況について評価を行う。
- ・地域包括ケア推進課は、センターが作成した評価に基づきセンターの管理者等へのヒアリングを行い、目標数値の達成状況と評価内容の確認をするとともに、評価内容については函館市地域包括支援センター運営協議会に報告し、協議を行う。

(5) 公正・中立性の確保

- ・受託法人は、公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。
- ・受託法人が指定居宅介護支援事業所に介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を一部委託する場合、特定の事業者に偏ることがないようにしなければならない。
- ・介護予防支援業務および介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）において利用調整をした同一法人（グループ）のサービス事業者の占有率は50%を上限とし、これを超える場合は指導の対象とする。同一法人のサービス事業者の利用割合は、事業評価により確認する。